

令和3年9月3日

大田市内小・中学校保護者の皆さま

大田市教育委員会  
教育長 武 田 祐 子

新型コロナウイルス感染拡大防止に関連しての小・中学校の対応（一部追加）について

初秋の候 保護者の皆さまには平素より各校の教育活動に対しましてご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

先般、新型コロナウイルス感染拡大防止に関連しての対応をお願いしたばかりですが、この度、「ただし、同居のご家族のうちかぜ症状のある方が速やかに受診され、かぜ症状のない同居のお子様の登校について医師の許可が得られれば、登校して差し支えありません。」を追加しました。

ご家庭におかれましても、引き続きお子様の健康管理及び感染拡大予防についてご協力いただきますようお願いいたします。また、ご家族の皆様におかれましても、同様に健康管理・感染症予防にご留意ください。

大田市の新型コロナウイルスに関する対応について、大田市の基本方針（最新版）を裏面にまとめています。再度、ご確認いただきますようお願いいたします。

### 児童生徒の対応について

#### 【児童生徒にかぜ症状が見られる場合】

- ・ 家庭での静養をお願いします。出席停止扱いとします。

#### 【同居のご家族にかぜ症状が見られる場合】

- ・ 同居のご家族に発熱や咳等のかぜ症状が見られる場合も登校を控えてください。この場合も出席停止扱いとします。ただし、同居のご家族のうちかぜ症状のある方が速やかに受診され、かぜ症状のない同居のお子様の登校について医師の許可が得られれば、登校して差し支えありません。

#### 【児童生徒がワクチン接種をする場合】

- ・ 出席停止扱いとします。

#### 【児童生徒がワクチン接種をした場合に副反応が見られた時】

- ・ 家庭での静養をお願いします。出席停止扱いとします。

#### 【同居の家族等が濃厚接触者に特定されPCR検査等を受けた・受ける場合】

- ・ 学校に連絡願います。受検された方の検査結果が判明するまでは家庭で様子を見ていただきますようお願いいたします。その際は、出席停止扱いとします。

#### 【児童生徒が、PCR検査等を受けた・受ける場合】

- ・ 学校に連絡願います。濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最終接触した日から2週間は出席停止となります。

### 学校の対応について

#### 【校内の児童生徒や教職員が濃厚接触者に特定された場合】

- ・ 原則として臨時休業は行いません。保健所や関係機関の指導により必要に応じて消毒を行います。市内、県内の感染拡大状況によっては、保健所や関係機関との相談の上臨時休業の判断をします。

#### 【児童生徒や教職員が感染者の場合】

- ・ 当該校は、感染が判明した最初の登校日から濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、原則「臨時休業」とします
- ・ 感染拡大状況をふまえ、保健所等と協議の上休業期間等を判断し、消毒等必要な措置を行います。

#### 【授業等における基本的な対策について】

- ・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用、教室の換気、3密を避けることの徹底
- ・ 多くの児童・生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり等）の消毒 等

### 人権教育について

学校におきましては、人権を大切にする言動について、お子様の発達の段階に応じて次のことについて指導しています。ご家庭におかれましても同様にご指導願います。

- 感染症患者、濃厚接触者、治療にあたる医療従事者やそのご家族に対する偏見や不適切な言動は、人権侵害であり、決して許されるものではないこと。
- 感染された方やその関係者などに対するインターネットやSNS上での誹謗中傷、うわさ話等は、すべての人が安心して暮らしていくためにも間違った行為であること。
- ワクチン接種の有無を問いたださないこと
- ワクチン接種を強制したり、強くうながしたりしてはいけないこと
- ワクチン接種を理由とした仲間はずれやいじめをしないこと